

平成18年度 中小企業支援計画

平成18年4月11日

中 小 企 業 庁

平成18年度 中小企業支援計画

目次

	頁
． 中小企業支援計画策定の意義.....	1
． 平成18年度の基本方針.....	2
． 国の事業.....	2
1 ． 事業の実施体制.....	2
2 ． 事業の概要.....	2
(1) 基盤技術を担う中小企業への支援.....	2
戦略的基盤技術高度化支援事業	
川上・川下ネットワーク構築支援事業	
高専等活用中小企業人材育成支援	
中小企業への計量標準基盤強化事業	
中小企業基盤技術継承支援事業	
中小企業知的財産啓発普及事業	
(2) 中小企業の人材確保・育成支援.....	3
若者と中小企業とのネットワーク構築事業	
高専等活用中小企業人材育成支援（再掲）	
企業等OB人材活用推進事業	
中小企業少子化対応経営普及事業	
創業人材育成事業	
(3) 中小企業の新事業展開及び再生に対する支援.....	4
新連携対策関連事業	
経営革新支援（シニアアドバイザー）事業	
J A P A Nブランド育成支援事業	
小規模事業者新事業全国展開支援事業	
中小企業再生支援協議会事業	

(4) 中小商業振興支援.....	5
戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業	
少子高齢化等対応中小商業活性化事業	
中小商業ビジネスモデル連携支援事業	
全国商店街振興組合連合会指導事業	
(5) その他.....	5
商工会等指導事業	
中小企業連携組織対策推進事業	
下請中小企業振興事業	
. 都道府県等の事業.....	6
1 . 事業の実施体制.....	6
2 . 事業の概要.....	6
(1) 中小企業の経営資源確保のための総合的支援.....	6
都道府県等中小企業支援センター事業	
地域中小企業支援センター事業	
小規模事業者支援事業	
中小企業連携組織対策事業	
小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業	
創業・経営革新支援施設提供事業	
支援人材能力開発事業	
経営安定特別相談事業	
(2) 中小企業の人材確保・育成支援.....	7
労働力確保事業	
(3) 中小企業の新事業展開支援.....	8
経営革新支援事業	
地域産業集積活性化事業	
(4) 中小商業振興支援.....	8
商店街振興組合指導事業	
(5) 都道府県等の創意工夫により独自に実施する事業.....	8

．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業.....	8
1．事業の実施体制.....	8
2．事業の概要.....	9
（1）中小企業の経営資源確保のための総合的支援.....	9
中小企業・ベンチャー総合支援センター事業	
支援センター等交流ネットワーク事業	
（2）基盤技術を担う中小企業への支援.....	9
戦略的基盤技術高度化支援事業	
（3）中小企業の人材確保・育成支援.....	9
中小企業大学校が行う人材養成事業	
（4）中小企業の新事業展開支援.....	10
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業	
中小企業海外展開支援事業	
（5）中小商業振興支援.....	10
実効性確保診断・サポート事業	
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	
商業活性化アドバイザー派遣事業	

・ 中小企業支援計画策定の意義

いわゆるバブル経済の崩壊以降、長きにわたり低迷していた我が国経済が緩やかに回復しつつある中、その根底にあるものは、独自の強みを活かし、技術革新、新製品・新サービスの開発や製品の高付加価値化等、絶え間ない努力を続けてきた数多くの中小企業の存在である。

我が国経済が安定的な発展を遂げるためには、国、都道府県等（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が連携・協力しつつそれぞれの特性を活かして、これら中小企業の新事業展開や経営改善等の中小企業支援に総力を挙げて取り組むことが必要であり、その際厳しい財政事情を踏まえ、これらの機関の実施する中小企業支援事業がお互いに重複することなく計画的かつ効率的に実施されることが重要である。

このため、国が中小企業支援法に基づき、国、都道府県等及び中小機構が行う中小企業支援事業の内容を示した中小企業支援計画を毎年度策定・公表し、都道府県等は、当該支援計画に基づき、それぞれの中小企業支援事業の実施に係る計画を定めることとしている。

平成18年度から、三位一体改革の一環として、小規模事業者支援などについて都道府県等に対する国からの補助金を廃止し、あわせて税源移譲を行うことにより、都道府県等がこれまで以上に地域の実情に応じた対策を講じられることとなる。この点も含めて、支援計画に則して、各機関の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた各般の中小企業支援事業を計画的・効率的に行うことにより、一層効果的な中小企業支援が実現されると期待される。

さらに、各都道府県等が独自に策定した中小企業支援計画を国が取りまとめ、これらに記載された他地域の先進的な取組をフィードバックすることとする。これらを通じ、今後、国において全国的規模で取り組むべき中小企業支援事業の充実を図っていくとともに、各都道府県等において地域の実情に応じた創意工夫ある中小企業支援事業の一層の充実を図っていくことが期待される。

このように、中小企業支援事業を効果的・効率的に実施するための寄る辺として、また情報共有の有力な手段として、本支援計画が策定され、活用されることが期待される。

．平成18年度の基本方針

平成18年度においては、我が国の経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大を確固たるものとするため、以下の4本の柱を中心とした施策を展開する。

基盤技術を担う中小企業への支援

中小企業の人材確保・育成支援

中小企業の新事業展開及び再生に対する支援

中小商業振興支援

また、これらの中小企業支援が効果的に実施されるよう、国、都道府県等及び中小機構が協力し、3種類の支援センター（中小企業・ベンチャー総合支援センター、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター）からなる中小企業支援体制の連携強化を進め、中小企業の直面する様々な経営課題に対するワンストップサービスの提供の充実に努める。

．国の事業

1．事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興を図るため、都道府県等及び中小機構等の中小企業支援機関との密接な連携と協力の下、総合的な中小企業支援施策を実施する。

2．事業の概要

18年度予算額（17年度予算額）

（1）基盤技術を担う中小企業への支援

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな産業の創出のため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（以下「中小ものづくり高度化法」という。）による支援を始め、同法を踏まえた以下の総合的な支援策を講じる。

戦略的基盤技術高度化支援事業

6,401,441千円（新規）

中小ものづくり高度化法に基づき告示された「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を踏まえ、同法に基づき認定を受けた中小企業の革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーションを実現する研究開発を支援する。

川上・川下ネットワーク構築支援事業 200,000千円（新 規）

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業との間の緊密なコミュニケーションを通じ、「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」を図るため、川上・川下間の連携・すり合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、ビジネスマッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援する。

高専等活用中小企業人材育成支援 399,945千円（新 規）

中小企業を支える技術人材を育成するため、高専等の有する設備やノウハウ等を活用した、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成活動を支援する。

中小企業への計量標準基盤強化事業 550,000千円（新 規）

中小企業が行う加工・製造プロセスの精度・信頼性を客観的に証明し、製品の市場への供給を支援するため、地域の試験検査機関等による精度管理システムの構築や施設整備等を行う。

中小企業基盤技術継承支援事業 488,231千円（新 規）

モノ作り中小企業が蓄積・保有する技術・技能の承継を円滑化するため、自社が有する設計・加工ノウハウ等を電子的に蓄積・活用する事を可能にする、汎用性の高いソフトウェアを開発し、中小企業者に提供する。

中小企業知的財産啓発普及事業 100,006千円（新 規）

知的財産の活用に問題を抱える中小企業のため、知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口として、全国の商工会・商工会議所を「知財駆け込み寺」として整備を行う。あわせて、企業経営の中核に知財戦略を据えた企業活動を普及するためのセミナーを各地で開催する。

（２）中小企業の人材確保・育成支援

若者と中小企業とのネットワーク構築事業 1,899,875千円（新 規）

中小企業の若手人材確保を支援するため、ジョブカフェや商工会議所等の地域企業とネットワークを有するコーディネータによる、若者と中小企業とのネットワークを構築していく取組（職場体験や採用力向上の為の研修等）を支援する。

高専等活用中小企業人材育成支援（再掲） 399,945千円（新 規）

中小企業を支える技術人材を育成するため、高専等の有する設備やノウハウ等を活用した、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成活動を支援する。

企業等OB人材活用推進事業 518,776千円(509,757千円)

経営戦略等を助言する知見やノウハウを持った人材(企業等のOB)を中小企業の経営・技術力等の強化に活用するため、それらの人材の掘り起こしや情報提供により、中小企業とのマッチングを促進する。

中小企業少子化対応経営普及事業 89,567千円(新規)

中小企業の少子化対策を促進するため、仕事と育児を両立できる経営環境を実現している中小企業の事例等を調査し、シンポジウム等を開催することにより、こうした取組の普及を図る。

創業人材育成事業 1,614,545千円(1,639,926千円)

創業や中小企業の新事業展開等を促進するため、全国の商工会・商工会議所等が実施する「創業塾」及び「経営革新塾」に対して助成する。

(3) 中小企業の新事業展開及び再生に対する支援

新連携対策関連事業 4,112,999千円(4,599,987千円)

異分野の中小企業が有機的に連携し、その経営資源(技術、販路等)を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る取組(「新連携」)を支援する。

経営革新支援(シニアアドバイザー)事業

1,800,036千円(1,200,024千円)

創業、経営革新の芽の開花・結実を支援するため、商工会・商工会議所等の優れた支援人材(シニアアドバイザー)が、創業や新事業展開を志す者に対し、ビジネスプランの策定や市場調査等への支援を行う。

JAPANブランド育成支援事業 1,010,078千円(910,081千円)

地域の特性を生かした製品の魅力を更に高め、海外マーケットにおける評価(ブランド力)を確立するべく、商工会・商工会議所等が地域の中小企業をコーディネートして行う、新商品・デザインの開発・評価、展示会参加等の取組に対して支援を行う。また、地域が一丸となって取り組むブランド確立に向けた戦略の策定を支援する。

小規模事業者新事業全国展開支援事業 2,513,579千円(新規)

地域の小規模事業者等による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所が小規模事業者等と協力して進める特産品開発及びその販路開拓等に対して支援する。また、上記取組を効果的に推進するため、全国商工会連合会が実施する商談・展示会開催事業や専門家の派遣事業に対して支援を行う。

中小企業再生支援協議会事業 3,050,118千円(2,973,930千円)

今後も増加が見込まれる中小企業の再生へのニーズに対応するため、再生計画策定支援の体制強化等、中小企業再生支援協議会の強化を図る。さらに、再生ノウハウの普及に向けたセミナー開催により、再生支援人材を育成する。

(4) 中小商業振興支援

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業

2,455,000千円(1,200,000千円)

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指す地域の中小商業活性化事業に対して重点的な支援を行う。

少子高齢化等対応中小商業活性化事業

2,889,790千円(新規)

原則として、中心市街地以外の地域において、少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の国家政策的課題と調和した商業活性化への取組に対して支援を行う。

中小商業ビジネスモデル連携支援事業

188,152千円(255,056千円)

中小事業者等が各地域の商工会、商工会議所と連携して新たなビジネスモデルを開発するための調査研究事業を支援し、また、新たに開発されたビジネスモデルの普及を促進する。

全国商店街振興組合連合会指導事業

50,398千円(30,465千円)

全国商店街振興組合連合会が行う、各種情報提供や研修事業等に対して支援を行う。

(5) その他

商工会等指導事業

571,204千円(664,236千円)

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う、指導や情報の収集及び提供等に係る事業等に対して助成する。

中小企業連携組織対策推進事業

1,172,494千円(905,209千円)

全国中小企業団体中央会がその会員組合等を対象とした研修会、講習会を開催する事業や、都道府県中小企業団体中央会等を様々な角度から指導する事業に対して助成する。

下請中小企業振興事業

215,025千円（242,900千円）

財団法人全国中小企業取引振興協会が、都道府県の下請企業振興協会との密接な連携、協力の下に実施する下請取引あっせんに係る事業等に対して助成する。また、脱下請を目指す下請中小企業の経営者等を対象として、脱下請企業として自立化するノウハウを修得するための短期集中研修を実施する。さらに、下請取引の適性化を図るため、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の普及事業を行う。

．都道府県等の事業

1．事業の実施体制

都道府県等においては、地域経済活性化のため、国と適切な役割分担の下、地域経済及び各地の実情に応じた中小企業支援事業の実施に努めるものとする。

三位一体改革に伴い廃止となった補助事業については、各地の実情を踏まえつつ、引き続き着実に実施することとする。具体的には、都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターを活用した中小企業へのアドバイス事業を実施するとともに、中小機構や商工会・商工会議所、都道府県等中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会等の中小企業支援機関との連携により情報提供におけるワンストップサービスの提供に努める。

2．事業の概要

（1）中小企業の経営資源確保のための総合的支援

都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいては、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のため、中小企業に対する相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、事業可能性評価委員会事業、中小企業者に対する研修事業を実施する。

地域中小企業支援センター事業

地域中小企業支援センターにおいては、中小企業の身近な支援拠点として、創業者や地域の中小企業のニーズに応じてきめ細かく相談事業等を実施する。

小規模事業者支援事業

全国の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣や若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業（経営改善普及事業）を実施する。

中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中小企業団体中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業を実施する。

小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための事業を実施する。

創業・経営革新支援施設提供事業

創業者及び経営革新に取り組む中小企業者に対し、経営資源確保のためのソフトな支援と併せて事業施設を提供する。

支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を実施する。

経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業者からの相談に応じる体制を整備する。

(2) 中小企業の人材確保・育成支援

労働力確保事業

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づき、改善計画の認定を受けた中小企業等が行う職場環境の改善、福利厚生の実施等の取組を支援する。

(3) 中小企業の新事業展開支援

経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

地域産業集積活性化事業

産業集積の活性化を図るため、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき進出計画等の承認を受けた中小企業者等が当該計画に従って行う地域産業集積活性化に係る取組を支援する。

(4) 中小商業振興支援

商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が商店街振興組合等に対し行う指導事業等を実施する。

(5) 都道府県等の創意工夫により独自に実施する事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

・独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構においては、全国9箇所の支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、プロジェクトマネージャーを中心として、中小企業の高度な経営課題に対し、きめ細かな支援体制の構築を図るとともに、ブロック内における中小企業支援体制の結節点として、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター及び中小企業支援機関と連携、協力を進め、効果的な中小企業支援事業を行う。

また、全国9箇所に設置されている中小企業大学校において、地域の中小企業、地方自治体及び中小企業支援機関等との連携体制を構築し、各地域ブロックの人材育成の中核機関として、ほかの研修機関等では行えない中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した研修を実施するとともに、校外型研修の拡大など受講生の利便性をより向上させるなど、その機能の充実強化を図っていく。さらに、業務運営の効率性の追求と民間事業者の研修企画・運営ノウハウを活用する「市場化テスト」を試行する。

2. 事業の概要

以下の事業費は、国が中小機構へ交付金として交付する予算額。

(1) 中小企業の経営資源確保のための総合的支援

中小企業・ベンチャー総合支援センター事業

1,425,488千円(1,565,922千円)

全国9箇所の中小機構の支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、株式公開を視野に入れたベンチャー企業の支援や特許権の取得を絡めた経営戦略、直接金融による資金調達など高度な経営課題や、都道府県等中小企業支援センター及び地域中小企業支援センターでは対応が困難な、高度かつ専門的な案件若しくは都道府県域を超えるような案件を中心に、ブロック内のほかの中小企業支援センターと確実に連携を図り、適切な支援策を講ずる。

支援センター等交流ネットワーク事業

332,441千円(357,365千円)

中小企業支援に関する各種情報の提供、検索等を総合的に行えるポータルサイト(J-NET21)を運営し、インターネットで中小企業者及び中小企業支援担当者等が必要な情報を容易かつ迅速に入手できるワンストップサービスを提供するとともに、3類型の中小企業支援センター間の情報の共有化を図ることにより中小企業支援体制の連携・協力を促進する。

(2) 基盤技術を担う中小企業への支援

戦略的基盤技術高度化支援事業

3,248,627千円(新規)

中小ものづくり高度化法に基づき告示された「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を踏まえ、同法に基づき認定を受けた中小企業の革新的かつハイリスクな研究開発を支援する。

(3) 中小企業の人材確保・育成支援

中小企業大学校が行う人材養成事業

1,190,000千円(1,190,000千円)

全国9箇所に設置されている中小企業大学校では、各地域中小企業のニーズや地域の特性をより反映した研修テーマ、研修実施場所の設定など多様な人材養成事業を実施し、より「地域に開かれた大学校」を目指すものとする。

a . 中小企業者向け研修

地域中小企業の新たな事業活動への挑戦をきめ細かく支援するため、地域経済を牽引する産業・業種別にその経営課題の解決をきめ細かく支援する研修を実施するなど、中小企業のニーズや地域経済への貢献を目的とする人材養成型研修に重点を置くこととする。

b . 中小企業支援人材に対する研修

中小企業の抱える経営課題の解決を支援する人材の養成について、養成課程をより戦略的な診断・助言能力を付与する課程に見直すなど、高度でより実践的な支援能力の養成に努める。

(4) 中小企業の新事業展開支援

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業 898,000千円 (900,000千円)

実用化開発、知的財産取得、販路開拓等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を技術面と経営面から強力に支援する。

中小企業海外展開支援事業 228,352千円 (228,352千円)

中小企業の国際化による事業展開を支援するため、中小企業の海外展開 (海外進出、海外企業との業務提携、貿易等) に係る、より効率的な海外展開情報の提供、国際化に係る相談等を実施する。

(5) 中小商業振興支援

実効性確保診断・サポート事業 371,469千円 (371,469千円)

中小機構の全国9箇所の支部において、地域のまちづくりプランやタウン・マネジメント、核となる施設の運営手法などを総合的に診断し、中心市街地活性化対策の実効性を高めるための助言等を行う。

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 141,730千円 (141,730千円)

商業者、商店街等による中小小売商業活性化に資する取組を支援するため、中小企業診断士、再開発プランナー等の商業機能強化に有為なアドバイザーを派遣する。

商業活性化アドバイザー派遣事業 20,533千円 (20,533千円)

商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等の商店街活性化に関する各分野の専門家を派遣する。